

2018 年度 外部事後評価報告書 要旨¹
無償資金協力「全国空港保安設備整備計画」

1. 事業の概要

ミャンマーの航空需要は年々増加しており、東南アジアの大陸では最大の国土面積（約 68 万km²）を有し、南北の距離が約 2,100km に及ぶミャンマーにおいて今後さらに航空分野の重要性は高まることが確実である。国際線についてもヤンゴン国際空港を中心に、旅客数、貨物量が急激に増加している。この中で、ミャンマー政府は、国際基準である国際民間航空機関（International Civil Aviation Organization、以下「ICAO」という。）の基準に基づく施設、設備の整備を進めているものの、航空機の安全運航に必要な航空保安施設やテロ等を防ぐための空港保安機材の整備は大きく遅れている。

同国の地方空港の多くは未だ十分な無線施設を持たないため、低精度の計器飛行や目視による有視界飛行による運航が行われ、天候の急変等の事態に対応できない。また、空港における保安検査は、国際空港においても爆発物に対する検査体制が十分でない他、地方空港においては検査機材が設置されないか、設置されても旧式で検知能力が低い。航空需要が急増する中、同国政府は、航空保安施設及び空港保安の強化を喫緊の課題とし、この改善に取り組んでいる。

このような背景の下、本事業は、ミャンマーの主要空港において、ICAO の安全基準を満たすための航空保安設備の整備を行うことにより、航空機の目的地空港への誘導と着陸の安全、航空事故対策、テロリスト対策を図り、もって同国の航空分野における安全性向上に寄与することを目的として実施された。

供与限度額/実績額		1,233 百万円 / 1,232 百万円
交換公文締結/贈与契約締結		2013 年 3 月 / 2013 年 3 月
実施機関		運輸・通信省民間航空局（Department of Civil Aviation, Ministry of Transport and Communications）
事業完成		2015 年 4 月
事業対象地域		主要 6 空港（ヤンゴン、マンダレー、ニャンウー、ヘホー、タンダウエ、ダウエイ）
案件従事者	本体	住友商事株式会社
	コンサルタント	日本工営株式会社・株式会社日本空港コンサルタンツ 共同企業体

¹ 事業の事後評価報告書は公開することで治安対策上の問題が生じる可能性があるため、要旨の形で報告書内容を公表するもの。要旨の記述は基本的に評価者の作成した報告書に沿っているが一部公表に適さない箇所は JICA 評価部にて省略・編集している。

基本設計調査/協力準備調査	2012年6月～2013年3月
関連事業	JICA「次世代航空保安システムに係る能力開発プロジェクト」(2014年9月～2018年8月)

2. 調査の概要

2.1 外部評価者

長谷川 祐輔 (株式会社国際開発センター)

2.2 調査期間

今回の事後評価にあたっては、以下のとおり調査を実施した。

調査期間：2018年11月～2019年10月

現地調査：2019年2月12日～3月10日

3. 結論

本事業の実施はミャンマーの開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、妥当性は高い。機材はおおむね計画どおりに提供され、事業費もアウトプットに見合った水準で計画どおりであったものの、当初の入札不調や一部機材の据付時期の遅れ等により事業期間が計画を上回ったため、効率性は中程度である。事業効果については、一部の機材が非稼働であることから期待された効果が一部発現していない。インパクトについては事後評価時点で航空分野における安全性の向上という中間アウトカムの発現が認められることから、有効性・インパクトは中程度と判断する。維持管理技術の確立、維持管理支出、運営・維持管理の状況に軽度もしくは一部問題が認められることから、本事業によって発現した効果の持続性は中程度である。

以上より、本事業は一部課題があると評価される。

4. 提言 (省略)

5. 教訓 (一部省略)

(1) 機材担当部門が複数に分かれる場合の実施機関の情報伝達・ルートの確認

本事業で調達された機材は航空保安、空港安全、空港保安の3分野にわたり、設置サイトも実施機関本部の他、6空港に分かれていた。実施機関内部における機材の担当部門もその種類別に多数にわたっていたが、機材の稼働状況等の情報について、組織内部の共有に一部問題があったことが確認された。したがって、本事業のように調達機材が多数で実施機関の機材担当部門が分かれる案件については、事業計画段階あるいは実施段階において、実施機関に対して事業の主管部門と他の関係機関との間で情報伝達・共有が実効的に行われる仕組みが確保されるよう働きかけることが重要である。

(2) メーカー・代理店のアフターサービス体制の確認と引渡し後の実施機関への側面支援の促進

事業計画時及び実施（調達）時には、調達機材にかかる保証期間終了後のスペアパーツ入手可能性や代理店等によるサービス提供体制を十分に考慮すべきである。しかし汎用性が低い機材や当該国で導入が進んでいない高度技術を用いた機器についてはサービス提供体制があっても脆弱である可能性がある。保証期間終了後の機材の維持管理の責任は実施機関が有することを前提としながらも、日本の協力事業の効果継続という点からも、実施機関がメーカーや代理店等から適時的にサービス提供を受けられるように、事業の契約業者や調達業者が側面支援を行うことを JICA や事業コンサルタント会社を通じて事業実施時より勧奨することが望ましい。

以上